【表紙】

 【提出書類】
 公開買付報告書

 【提出先】
 関東財務局長

【提出日】 平成22年3月26日

【報告者の氏名又は名称】 株式会社ゲオ

【報告者の住所又は所在地】 愛知県春日井市如意申町五丁目11番地の3

【最寄りの連絡場所】 同上

【縦覧に供する場所】

【電話番号】 0568-33-3200 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 久保田 貴之

【代理人の氏名又は名称】該当事項はありません。【代理人の住所又は所在地】該当事項はありません。【最寄りの連絡場所】該当事項はありません。【電話番号】該当事項はありません。【事務連絡者氏名】該当事項はありません。

株式会社ゲオ 東京本部 (東京都新宿区高田馬場三丁目46番25号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

- (注1)本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社ゲオを指し、「対象者」とは、株式会社セカンドストリートを指します。
- (注2)本書中の表で計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計欄の数値は必ずしも計数の総和と一致しない場合があります。
- (注3)本書中の「法」とは金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4)本書中の「令」とは金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5)本書中の「府令」とは発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。 その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6)本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指す ものとします。また、本文中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日数をいいます。
- (注7)本書中の「株券等」とは、株券等についての権利を指します。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

株式会社セカンドストリート

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

新株予約権

- (ア) 平成17年9月27日開催の対象者定時株主総会及び平成17年11月30日開催の取締役会の決議に基づき発行された 新株予約権(以下「第7回新株予約権」といいます。)
- (イ) 平成20年6月25日開催の対象者定時株主総会及び平成20年7月7日開催の取締役会の決議に基づき発行された 新株予約権(以下「第9回新株予約権」といいます。)
- (ウ) 平成20年6月25日開催の対象者定時株主総会及び平成20年7月7日開催の取締役会の決議に基づき発行された 新株予約権(以下「第10回新株予約権」といい、「第7回新株予約権」、「第9回新株予約権」及び「第10回新 株予約権」を総称して、「本新株予約権」といいます。)

(3)【公開買付期間】

平成22年2月10日(水曜日)から平成22年3月25日(木曜日)まで(30営業日)

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本公開買付では、当社は法第27条の13第4項各号に掲げるいずれの条件も付しておらず、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成22年3月26日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に対して公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

| 株券等の種類 | 株式に換算した応募数 | 株式に換算した買付数 |
|--------------|------------|------------|
| 株券 | 54,338 (株) | 54,338(株) |
| 新株予約権証券 | | |
| 新株予約権付社債券 | | |
| 株券等信託受益証券() | | |
| 株券等預託証券 () | | |
| 合計 | 54,338 | 54,338 |
| (潜在株券等の数の合計) | | () |

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

| 区分 | 議決権の数 |
|--|---------|
| 報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a) | 122,640 |
| aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b) | |
| bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c) | |
| 報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d) | 500 |
| d のうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e) | 500 |
| e のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f) | |
| 対象者の総株主等の議決権の数(平成21年9月30日現在)(個)(g) | 125,804 |
| 買付け等後における株券等所有割合 ((a+d)/(g+(b-c)+(e-f))×100)(%) | 95.48 |

- (注1)「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、各特別関係者が所有する株券等(但し、対象者が保有する自己株式を除きます。)に係る議決権の合計を記載しています。
- (注2)「対象者の総株主等の議決権の数(平成21年9月30日現在)(個)(g)」は、対象者が平成21年11月12日に提出した第22期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては本新株予約権についても本公開買付けの対象としていたので、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、同四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の発行済株式総数(125,876株)に、当該四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の本新株予約権(合計3,094個)を株式に換算した株式数(3,094株)(平成21年10月1日以降公開買付期間末日までに本新株予約権が行使されたことにより発行等した、または発行等される可能性のある対象者の株式を含みます。)に係る議決権の数(3,094個)を加えた数(128,970個)から、対象者が保有する自己株式に係る議決権7個を除いた128,963個として計算しています。なお、対象者は、単元株制度を採用しておりません。
- (注3)「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。
 - (5)【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】 該当事項はありません。